

犬監公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求における監査を執行したので、その結果を同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月25日

犬山市監査委員 高木正章

犬山市監査委員 鈴木伸太郎

犬山市職員措置請求の監査結果

第1 措置請求の概要

1 請求人

住所 (省 略)

氏名 (省 略)

2 請求書の提出日

令和2年4月27日

令和2年5月27日 (追加資料)

3 請求の内容

以下、「犬山市職員措置請求」の原文をそのまま掲載した。また、文字の大きさ、字の間隔、行数等については異なる場合がある。

なお、事実証明書については、添付を省略した。

犬山市職員措置請求書

犬山市長に関する措置請求の要旨

請求の要旨

1 犬山市は別紙物件目録1, 2の土地所有権移転登記をした、その原因や時期等は資料1—(1)(2)の通りです。それらの地上には、神社の宗教的構築物が存在しその設置時期、位置、姿形は道路維持管理課の調査報告資料2—(1)(2)(3)の通りです。社名標石の社殿はこの地の北約230mにある。

資料1, 2から、土地が計画的に神社参道の一部として構築物を設置し整備した事が分かる。神社の構築物のある所を境内地と言い境内地は構築物と一体となって宗教活動をする重要な場所となっている。戦前この神社は、国の管理下にあったため土地は、新境内地として当時の国に上地されている。市職員が旧土地台帳の「上地道路成」資料2—(1)の記載を確認しています。その意味は、境内地である物件目録1, 2, 3は里道の左右に神社参道の一部としてこの国の財産と成った意である。公的な道路や堤などの土地は、古くからの文化としてその一部に道祖神・お地蔵さん水神など人々の信仰の為の建物や構築物が存在していましたが、人々の為の道路や河川のインフラ整備が進み時代の変遷と共にそれらは少なくなりました。今も調査をすれば、国や市町村の管理する道や堤の上にはその様な構築物を見つける事が出来かもしれませんが、本件はそれらとは異なる物です。

大東亜戦争後の現憲法の基では、信仰の自由と政教分離の原則が遵守され公有地上の宗教施設の取扱対処に付いては法律等に従い宗教活動の自由を侵す事の無いように慎重に取扱され処理が行われております。

現在犬山市長は、物件目録1, 2, 3の境内地を長年公共用財産として維持管理をしている。この行為は、明らかに境内地に及ぶので特定の宗教や宗教団体を最優先し、逆に弾圧、排除する宗教活動に当たり憲法20条3項禁止規定に反する違憲行為となっている。従って、直ちに違法な管理を止めて適法な法・規則等に従って是正措置をして下さい。

第2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを令和2年5月19日に受理決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

翌日、請求人から陳述内容を補足するための書類が追加提出されたため、これを受領した。

以下、原文のまま掲載（冒頭及び挨拶文の箇所省略）するが、文字の大きさ、字の間隔、行数等については異なる場合がある。

なお、追加書類のうち「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）及び「社寺境内地等として使用されている普通財産の処理について」（昭和42年蔵国有第1196号）は、掲載を省略する。

監査委員より、措置要求の「適正な法・規則等に従って是正措置」を具体的にどのようなお話がございました。

日本の文化の中で培われた国家や地方公共団体の宗教的關係が大東亜戦争後否定され政教分離の原則が取られました、その実現をするために法の整備がされました。国有地に付いては「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）が公布され、公有地についても同法と同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が出されこれに従い処理されてきました。現在もなおそのような措置を講ずることができないまま社寺等の敷地となっている

国公有地が相当数残存している様ですがその様な事案もこの法律を踏まえて処理されている様です参考資料として2つを提示しておきます

1. 「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和 22 年法律第 53 号）
2. ○社寺境内地等として使用されている普通財産の処理について（大蔵省国有財産局長からの）

※私は「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」に従い出された内務文部次官通牒を実際確認していません「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」と同様と私は考えているからです。

通牒全文は、下記の所で確認出来るそうです。

- 1 宗教関係法令集. 第一法規出版, 1962 -

昭和 50 年現在 2(1) 土地、建物等 文化財保護

「社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する事」（昭和 22 年 4 月 2 日発宗第 24 号地方長官あて 内務、文部次官通牒）pp. 977-981

- 2 文部省 編. 文部行政資料. 復刻版. 国書刊行会, 1997. 4

第 4 集

「神社、寺院等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する事」（昭和 22 年 4 月 2 日発宗第 24 号内務次官文部次官より地方長官）pp. 309-312

※ 2 に掲載されている通牒名が一部異なりますが、通牒本文は同一内容だそうです。

重ねて申しますが以上は、歴史的に認められていた政治と宗教の関係を「政教分離の原則の実現」の為に取られた根拠のある手段となっています。

本件での問題は、政教分離の原則が取られ 50 年以上経過した平成 13 年 7 月 5 日に個人名義（民地）であった宗教団体の境内地である事を承知の上でこれを公共用財産とし所有した事実です。宗教的行為を行う為の土地を所有する事は、宗教活動になります、所有の時から宗教活動の主体者となったと誰もが容易に客観的に判断できます。境内地を公共用財産として所有した事案を調べていますが、前例を見つけるに至っておりません。違法な行為は正されなければなりません、請求者は、地方公共団体が、宗教活動の主体者から離脱する事が「違法な管理を止める」事と考えますが、参考資料の 2 つに従う方法が正しいか判断しておりません。地方自治法等に精通しておられる監査委員によってこの様な違法な事件が解決出来ればと考えて請求したしだいです。

2 監査対象事項

(1) 請求人が求める措置内容

現在、措置請求書における物件目録に記載された所在地の土地を、長年、犬山市長が公共用財産として維持管理している行為は、憲法20条3項に反する違憲行為である。従って、直ちに違法な管理を止めて、適正な法・規則等に従って是正措置をすること。

(2) 監査対象について

請求人が求める措置内容のうち、「憲法20条3項に反する違憲行為である」とする部分を除き、監査対象とした。その理由として、住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、財務会計上の行為又は怠る事実該当しないため、住民監査請求の対象とならない。

第4 認定事実

本件請求に関して、次に掲げる事実を認定した。

①措置請求書に記載がある二筆の土地について、取得状況は下記のとおりであった。

- ・土地(甲) 取得日：平成13年7月5日
場 所：犬山市字藪畔55番2
取得方法：売買(相手方：個人)
地 目：公衆用道路
地 積：150㎡

- ・土地(乙) 取得日：平成23年11月2日
場 所：犬山市字裏之門144番2
取得方法：寄附採納(相手方：個人)
地 目：宅地
地 積：36.36㎡

②土地(甲)(乙)は、旧土地台帳によれば大正末期から昭和初期にかけて「上地道路成」と記載されており、道路用地として官地扱いされたが、登記簿ではいずれも個人名義となった。

③土地(甲)については、犬山市が売買契約に基づき所有者から購入したものであるが、道路としての利用に加え、諸罫歩道橋の橋脚が設置されていたため、私権の行使により第三者に取得されないよう、適正に管理及び保全する観点から取得し、犬山市に所有権移転登記を行った。

- ④土地（乙）については犬山市が当時の所有者から寄附採納を受け、所有権移転登記を行った。
なお、犬山市が所有権移転登記した時点で、土地（甲）（乙）には諸饗神社の鳥居、狛犬等の宗教的構築物が存置していた。
- ⑤諸饗神社が、昭和4年1月15日に作成した愛知県知事あての「神社財産登録願」には、鳥居、狛犬等の所在地が「里道」、境内外区別が「境外」と記載されていた。
- ⑥犬山市と諸饗神社が、令和2年2月6日付けで覚書を交わし、鳥居、狛犬等に関する安全管理・対策の実施、及び事故発生時にあたっては、諸饗神社の責任において解決すること等の内容が取り決められた。

第5 監査委員の判断

以上のような認定事実に基づき、次のとおり判断する。

（1）管理の違法性について

名古屋地方裁判所平成30年6月21日判決（平成29年（行ウ）第101号）及び名古屋高等裁判所平成30年12月4日判決（平成30年（行コ）第46号）において、所有権移転登記無効取り消し請求事件に関する判決が出されており、判決時から今日に至るも新たな事実は認められないと判断する。

当該地は、元来「里道」であり、境内外区別が「境外」と記録されていること、また愛知県によって歩道橋の橋脚が設置されていること等から、犬山市が道路機能を維持するために取得したものである。

したがって、公共用地の市道として犬山市が取得し、管理していることに違法性は認められない。

なお、犬山市と諸饗神社との間で交わされた覚書によれば、神社物件に関して神社側が安全管理及び対策を講じ、倒壊等に伴う通行支障及び事故発生時の責任所在を明確にしたことは、係争防止に向けて努力されているものと評価できる。

（2）適正な法・規則等に従って是正措置をすることについて

請求人が資料として提出した「社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」「社寺境内地等として使用されている普通財産の処理について」は、申請期間及び財産種別の観点等から本件との関連性が認められない。

したがって、請求人が是正措置を求めるための根拠たり得ない。

第6 監査の結果

結 論

以上のとおり、本件請求において請求人の主張には理由がなく、措置の必要性は認められないことから、これを棄却する。

なお、本件の事案について下記のとおり意見を付する。

意 見

当該地において神社物件が存置している現状を鑑み、市は政教分離に関する判例等の検証に努め、十分に説明責任が果たせるよう備えられたい。